

本制度の対象となる私道において、既に完了した原形復旧工事や原形復旧するまでに応急的に実施した工事についても、工事の完了を証明できる書類等の提出により、補助金交付の対象となる場合があります。

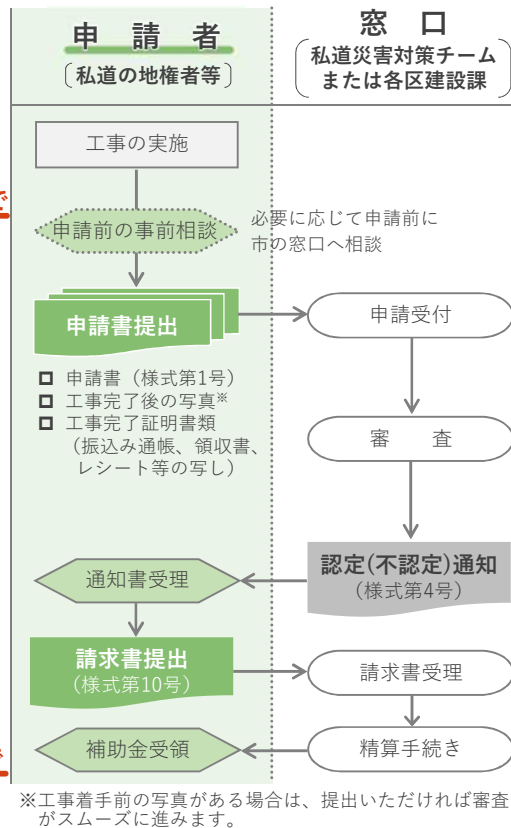
3-1 原形復旧した工事

| | |
|------|--------------|
| 対象私道 | 表面①「制度概要」と同様 |
| 対象工事 | |
| 補助金額 | |
| 申請期間 | |

3-2 応急復旧した工事

| | |
|------|--|
| 対象私道 | 被災前の形状に戻すまでの間に 仮で復旧した工事 例) 陥没箇所の砕石等での修復 舗装ひび割れ箇所の仮復旧 |
| 対象工事 | |
| 補助金額 | 実費支給(上限額あり) (1)地権者自身で実施した工事 上限5万円/申請 (2)業者に発注した工事 上限30万円/申請 |
| 申請期間 | 令和6年12月27日(金)まで |

3-3 申請手続きの流れ



申請書類やガイドラインの配付について

申請に必要な各種書類や書類を記入する際の手引きとなる申請ガイドラインは、新潟市のホームページでダウンロードいただくか、最寄りの申請窓口でも配布しています。



第1版：令和6年1月30日作成
第2版：令和6年4月1日更新
第3版：令和6年4月27日更新
第4版：令和6年11月17日更新

令和6年能登半島地震に伴う
私道災害復旧支援制度

新潟市

最終回

【申請期間】令和6年11月18日(月)～令和6年12月27日(金)

相談または申請の窓口

最寄りの区役所建設課までお越しください。

受付時間 平日 午前8時30分～午後5時30分



| | | | |
|-----------------------|--------------------------------|-----------------------|-------------------------------|
| 北区建設課 (北区役所2階) | 北区東栄町1-1-14 ☎ 025-387-1405 | 東区建設課 (東区役所1階) | 東区下木戸1-4-1 ☎ 025-250-2610 |
| 中央区建設課 (NEXT21 5階) | 中央区西堀通6番町866 ☎ 025-223-7410 | 江南区建設課 (江南区役所2階) | 江南区泉町3-4-5 ☎ 025-382-4738 |
| 秋葉区建設課 (秋葉区役所4階) | 秋葉区程島2009 ☎ 0250-25-5410 | 南区建設課 (南区役所3階) | 南区白根1235 ☎ 025-372-6460 |
| 西区建設課 (西区役所3階) | 西区寺尾東3-14-41 ☎ 025-264-7661 | 西蒲区建設課 (西蒲区役所A棟3階) | 西蒲区巻甲2690-1 ☎ 0256-72-8541 |

< 制度全般に関するお問い合わせ >

私道災害対策チーム ☎ 025-210-5288
(土木部 道路計画課内) ☎ 中央区学校町通1番町602番地1

1 制度概要

これから復旧する場合

令和6年1月1日に発生した能登半島地震によって被災した私道について、生活再建等に向け迅速な原形復旧を支援することにより、被災者の負担軽減を図る特例制度です。

対象の私道 下記(1)~(6)の要件を全て満たす市内の私道

- (1) 一般交通の用に供されている生活道路
- (2) 公道（国道、県道、市道）に接続する道路
- (3) 幅員が1.8m以上の道路
- (4) 住民等により維持管理している道路
- (5) 被災前の機能が失われ日常生活に支障が生じている道路
- (6) 住宅・店舗の出入りに利用している道路
(農地や駐車場のみ接続する道路は対象外)



対象となる道路(被害)の例

対象の工事 被災前の形状に戻す（原形復旧）工事



- ・舗装の復旧工事
- ・側溝等排水施設の復旧工事など

- 工原形復旧例
- ▶ 被災した砂利道を砂利道に復旧
 - ▶ 被災したアスファルト舗装道をアスファルト舗装にて復旧
 - ▶ 被災した側溝を被災前の状態に復旧

下水道などの被害があった場合は着工までに時間がかかる可能性があります

私道に埋設されている下水道などのインフラ施設の復旧が必要な場合や接続する公道の復旧工事との調整が必要な場合は、私道の復旧工事着手までに時間を要しますのでご理解をお願いします。
なお、工事着手までの間に陥没等により緊急対応が必要となった場合は、応急復旧工事などの実施について申請代表者から市指定協会（または工事業者）へ直接相談することも可能です。

補助金額 本市の補助対象工事費の10/10（上限額あり）

- ・補助上限額は、下表の上限単価に工事延長を乗じた金額となります。
- ・ただし、小規模工事の特例として、工事延長が短く上限額が30万円に満たない場合は、30万円を限度に対象となる工事費を補助します。

| 幅員 | 車道部 | | | 歩道部 | |
|---------------------|------|--------------|------|------|------|
| | 4m以下 | 4m超え 6m以下 | 6m超え | 2m以下 | 2m超え |
| 工事延長1m当たりの上限単価(税込み) | 9万円 | 10万円 | 11万円 | 4万円 | 5万円 |

工事費は補助上限額を超えないように調整を図ります

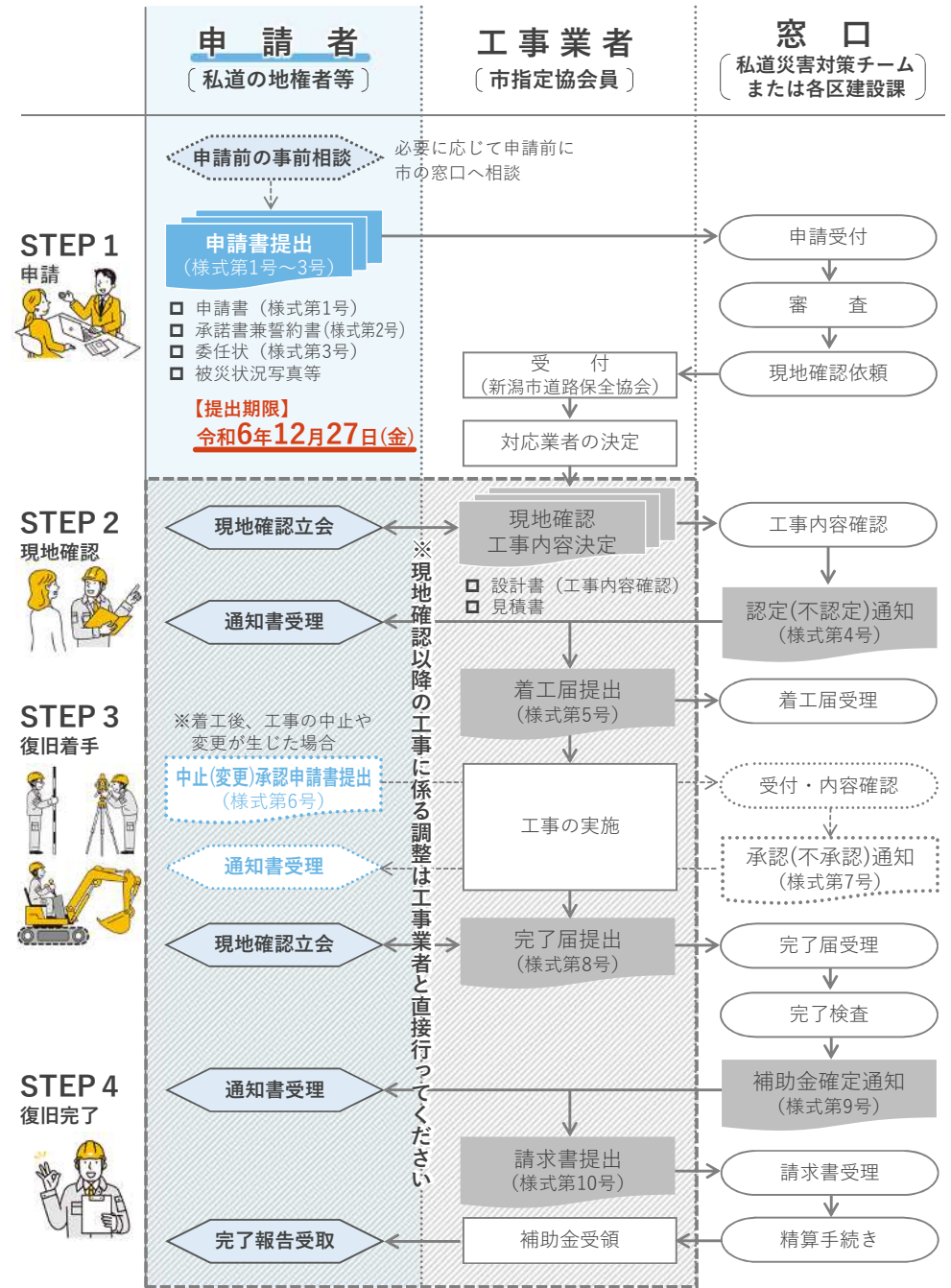
上限額を超える費用は申請者の負担となりますが、見積書を作成する段階で申請代表者と相談し、**上限額を超えない（申請者負担が生じない）**よう工事内容を調整していくことを基本としています。まずはご相談ください。

申請期間 【最終回】令和6年11月18日(月)～令和6年12月27日(金)

※申請期間終了後は「私道等整備助成金(既存制度)」を活用ください。(相談は各区役所建設課まで)

2 申請手続きの流れ

これから復旧する場合



✓ 申請書提出以降は、本市が市指定協会と連携することで、申請者の負担を軽減します